### 4 医療関係

### (1) 医療分野の基本方針

我が国は、国民皆保険制度により、全国民が平等に診療を受けられる制度を維持してきた。その一方、医療保険制度は、高齢化の進展に伴って医療費の増加に直面しており、医療費、特に延びが著しい老人医療費について、経済の動向と大きく乖離しないようにするとともに、国民が納得できる公平な医療費負担制度の再構築が大きな課題となっている。また、長い入院期間、過剰な投薬・検査など我が国の医療について無駄、非効率がないか、医療を提供する側、受ける側のコスト意識の喚起を含め、改めて見直していく必要がある。ほかにも、近年多発している医療事故を背景とした医療の安全の確保や、がん、糖尿病などの「生活習慣病」について、費用対効果の観点からも、未然防止のための予防活動を行うことが重要となっている。

医療の規制改革の目的は、患者本位の医療サービスを実現することである。そのためには、これらの状況にかんがみ、患者のプライバシーの保護や医師と患者の信頼関係が重要である、情報の非対称性が強いなどの医療の持つ特性を踏まえた上で、医療の質の向上、安全の確保を図りつつ、国民皆保険体制と医療機関のフリーアクセスの下、医療サービス提供上の無駄を徹底的に排除し、効率的な医療サービスを実現することが必要である。また、患者にとっては、医療の透明性が確保され自らの選択が尊重されるようになることが必要である。このような基本的考え方に基づいて、医療に関する徹底的な情報開示・公開の促進、医療分野のIT化の推進、保険者の本来機能の発揮、診療報酬体系の見直し、医療機関相互の競争の促進、医療事故防止システムの確立等を積極的に実施する。

## (2) 医療分野の重点事項

医療に関する徹底的な情報開示・公開

患者情報の開示、医療提供者に関する情報公開、医療機関の広告規制の見直し、第三者評価の充実、インフォームド・コンセントの普及・推進等により、 医療に関する徹底的な情報開示・公開を行い、患者の選択が尊重される患者本 位の医療を実現する。

IT化の推進による医療事務の効率化と医療の標準化・質の向上

医療のIT化に関する戦略的グランドデザインの策定、レセプトのオンライン請求を中心とする電子的請求の原則化、電子レセプトの規格の充実・強化及

び使用の普及促進、EBMの推進等のIT化の推進により医療事務の効率化と 医療の標準化・質の向上を推進する。

#### 保険者の本来機能の発揮

保険者によるレセプトの審査・支払、保険者と医療機関の協力関係の構築等により、保険者が被保険者のエージェントとしての負託に応じ、自主自立の意識の下、責任をもってその本来機能を発揮できるようにする。

#### 診療報酬体系の見直し

包括払い・定額払い制度の拡大、公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し等の診療報酬体系の見直しを行う。

医療分野における経営の近代化・効率化

医療機関経営に関する規制や医療法人の理事長要件の見直しを行い、医療分野における経営の近代化・効率化を推進する。

### 医療事故防止システムの確立

医療機関内の安全管理に関するインフラ整備や医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直し、診療報酬上の対応の必要性の検討等により、医療事故防止システム確立のための総合的施策を講ずる。

## 高度な救急医療体制の早急な確立と小児医療の充実

救急医療体制の充実として、24 時間体制で上質な救急医療を提供できる体制 を早急に整備する。また、小児医療の充実として、小児科医の確保策の積極的 推進等を行う。

### ゲノム医療の研究推進

将来のオーダーメード医療、予防医療による医療システムの新たな発展のために、ゲノム医療に関する研究を積極的に推進する。

## (3) 個別事項

## ア 医療システム

	世署内容	当初計画等と	実施予定時		————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
競争政策の	競争政策上のインセンティブという観点から	計画・医	逐次実施		
観点からの	患者に対してより良い医療を提供した者がより	療ア			
医療費体系	評価されるという医療費体系の在り方について				
の見直し	検討し、所要の措置を講ずる。				
(厚生労働省)	【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】				
医療費体系	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に	計画・医	逐次実施		
の在り方	関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評	療ア a			
(厚生労働省)	価についても検討を進め、それらを含めた医療費				
	体系の整備を図る。				
	【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】				
公的保険診療	患者本位の医療サービスのため、「特定療養費	重点・医	逐次実施		
と保険外診療	制度」の対象範囲の拡大を行う。その際、医療技	療(4)イ			
の併用による	術の進歩や患者ニーズの多様化等に応じて、患者	〔計画・			
医療サービス	に対する十分な情報提供を前提とした上で、患者	医療ア			
の提供など公	の選択により公的保険診療と保険外診療を併用	, )			
的医療保険の	することができるようにする。				
対象範囲の見	【平成14年厚生労働省告示第79号、第80号】				
直し					
(厚生労働省)					
価格決定方	a 薬価については先発品と後発品の算定価格、	重点・医	[前段]	[前段]	
法の見直し	画期的新薬の算定価格などに関して、開発のイ	療(4)ウ	公布・通	措置(4	
(厚生労働省)	ンセンティブが働くような適正な算定を行う	〔計画・	知発出	月施行	
	など、算定ルールの抜本的な改革を行う。	医療ア		予定)	
	また、既存薬の効能について、一定の基準に基	a )	[後段]		
	づいた再評価を実施し、効能が認められなくなっ		逐次実施		
	たものの承認を取消すなどの措置を講ずる。				
	【平成14年厚生労働省告示第87号】				
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	0213008号】				
	b 現在、薬価205円以下(内服1日分、頓服1	重点・医	通知発	措置(4	
	回分など)の薬剤に関しては、薬剤名などの内	療(4)ウ	出	月施行	
	訳を省略して薬剤費請求ができる「205円ルー			予定)	
	ル」が存在するが、これを廃止し、内訳を明示				
	した請求とし、医療の透明性を図る。				
	【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知】				

市场欠	世界山京	当初計画等と	美	施予定時期	———— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	c 革新的な医療機器については、平成12年10月	計画・医	通知発	掼(4	
	から新規の医療機器に適用されている新たな	療ア b	出・公布	月施行	
	ルールにおける実例を踏まえつつ、新機能区分			予定)	
	の価格算定ルール等について検討する。				
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	0213009号】				
	【平成14年厚生労働省告示第98号】				
	d 医療材料については、薬価算定の場合と同様	重点・医	通知発	掼(4	
	に外国価格参照制度を導入するなど、価格の適	療(4)ウ	出・公布	月施行	
	正化や流通全体を通じた抜本的な改革による			予定)	
	競争政策の徹底など、内外価格差を是正するた				
	めの所要の措置を講ずる。				
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	0213009号】				
	【平成14年厚生労働省告示第98号】				
	e 医療が広く国民にかかわる事柄であること	重点・医	検討	検討・措	
	から、価格決定や保険導入の過程の透明化・中	, , ,		置	
	立化・公正化を図る観点から、中央社会保険医				
	療協議会等の在り方を見直す。	医療ア			
/DRA +/- 1 =		b)	14 m >>		
保険者による	保険者が被保険者に対して保険医療機関に関		措置済		
	する情報を積極的に提供し、被保険者が医療機関				
	を選択しやすくなるような方策について、引き続				
の提供	き検討を進め、早急に結論を得る。				
(厚生労働省)	しもプトの金本・士打け木立伊隆老の公割でも	<b>雷占</b> . 医	世罢		
保険者による しせプト			措置		
の審査・支払		療(3)ア  〔計画・			
の番直・文払   (厚生労働省)	第三者(民間)へ委託するなど、多様な選択を認				
(1子工刀)期目 /	第二音(民間)、安託するなど、夕様な医がを認 める。このために、健康保険組合などに対して社				
	会保険診療報酬支払基金に審査・支払を委託する				
	ことを事実上強制している通達(昭和23年厚生省				
	保険局長通達)や医療機関に対して費用請求を審				
	査支払機関へ提出することを義務付けている省				
	令(昭和51年厚生省令)の規定を廃止する場合に				
	は、公的保険にふさわしい公正な審査体制と、患				
	者情報保護のための守秘義務を担保した上で、保				
		I			

声话句	世界中央	当初計画等と	身	 『施予定時』	朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	険者自らがレセプトの審査・支払を行うことを可				
	能とする。なお、その際、審査・支払にかかる紛				
	争処理のルールを明確にする。				
保険者と医	保険者と医療機関は協力して被保険者の健康	重点・医	結論	措置	
療機関の協	を守り、傷病からの回復の手助けをするという共	療(3)イ			
力関係の構	通の目的を有しており、効率よく医療制度を運用				
築	して被保険者の利益を確保するために、協力して				
(厚生労働省)	いく関係にある。そのためには、保健事業の推進				
	等を通じてより密接な関係を構築するとともに、				
	フリーアクセスの確保に十分配慮した上で、保険				
	者と医療機関がサービスや診療報酬に関する個				
	別契約も締結できるようにする。				
保険者によ	保険者が信頼関係に基づき、被保険者の協力を	重点・医	措置済		
る 被 保 険	得て被保険者のためにする質問・調査等は現在で	療(3)ウ			
者・医療機関	も可能であり、これを周知徹底する。				
に対する情	【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知】				
報収集					
(厚生労働省)					
救急医療の	a 救急医療は、24時間診療を維持するための多	計画・医	公布	措置 (4	
再構築	大な費用を要するため、救急医療体制の充実を	療ア a		月施行	
(厚生労働省)	図る観点から、診療報酬体系を見直す。			予定)	
	【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】				
	b 24時間体制で上質な救急医療を提供できる	計画・医	逐次実施	į	
	体制を早急に整備する。	療ア b			
Γ	c 期待される役割を果たしていない救急医療	計画・医	逐次実施	<u> </u>	
	機関については、他の医療機関と役割を交代さ	療ア c			
	せる等、救急医療体制が実際に機能するよう、				
	適正な制度の運用管理を行う。				
(厚生労働省、	d ドクターヘリを全国的に導入し、救命救急を	計画・医	逐次実施	_ <del></del>	
総務省、国土交	要する患者が迅速に高度な救急医療を受けら	療ア d			
通省、警察庁)	れる体制を早急に確立する。				
[ Γ	e 救急搬送に関する各組織が効果的に連携し	計画・医	検討・逐	 次実施	
	て業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、	療ア e			
	その連携の在り方について検討し、所要の措置				
	を講ずる。				
	【平成13年厚生労働省医政局長一部改正通知医				
	政発第892号】				

事语々	世军山京	当初計画等と	美	 『施予定時』	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	f ドクターヘリによる迅速な患者搬送を担保	計画・医	措置済		
	するため、共通無線等の連絡手段について早急	療ア f	(1月施		
	に検討し確立する。		行)		
	【平成14年総務省訓令総基移第13号】				
小児医療(小	a 母子保健分野の国民運動である「健やか親子	計画・医	検討・逐	次実施	
児救急)の充	2 1 」において示されている「小児保健医療水	療ア a			
実	準を維持・向上させるための環境整備」の施策				
(厚生労働省)	を含め、小児救急・小児医療の充実や小児科医				
	の確保策を積極的に推進する。				
	b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小	計画・医	検討・逐	次実施	
	児の健康管理に関する親の知識不足を解消し	療ア b			
	適切な小児医療の受診を促すため、「健やか親				
	子21」の施策と併せて、小児の健康管理に関				
	する父母への啓発・情報提供等を実施する。				
	c 夜間・休日における救急医療体制、小児科医	計画・医	逐次実施		
	による対応が可能な救急病院について、インタ	療ア c			
	ーネットによる情報提供等、地域住民への広報				
	活動を推進する。				
	【平成13年厚生労働省医政局長一部改正通知医				
	政発第491 - 1号】				
医療事故防	医療事故防止対策について、行政改革推進本部	計画・医	検討・逐	次実施	
止システム	規制改革委員会の「規制改革についての見解」を	療ア			
の確立	踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ				
(厚生労働省、	整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ				
文部科学省)	整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、				
	有効な対策の在り方について診療報酬上の対応				
	の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの				
	確立に向けて総合的な施策を講ずる。				
	【平成13年厚生労働省令第176号、平成13年厚生				
	労働省告示第264号、平成13年文部科学省高等教				
	育局医学教育課長通知13高医教第1号】				
医療分野I	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野	計画・医	[前段]		
T化のグラ	のIT化に関して戦略的なグランドデザインを	療ア a	措置済		
ンドデザイ	描く。また、これを推進する支援・助成について、		[後段]	[後段]	
ンとその推	医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カ		検討	検討(早	
進	ルテ等、各種IT化を統合的に推進する。			期結論)	
(厚生労働省)					

市话行	世罕出京	当初計画等と	実	施予定時期	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
レセプトの	a IT化のメリットを最大限享受し医療事務	重点・医	一部措	措置(速	
オンライン	の効率化を図るため、レセプトの電子処理方法	療(2)ア	置済(13	やかに	
請求を中心	を確立し、磁気テープなどによる請求に加え、	〔計画・	年度中	原則化	
とする電子	オンラインによる請求をできるようにする。こ	医療ア	計画策	等)	
的請求の原	のため、明確な目標期限、実現のための推進方	e )	定)		
則化	策、安全対策などを明らかにした計画を平成13				
(厚生労働省)	年度中に策定し、速やかに電子的請求の原則化				
	を図る。さらに、オンライン化による請求を中				
	心のものとするため、一定期間を定め、オンラ				
	イン請求を促進するための措置などを導入し、				
	オンライン請求を中心とする電子的請求の原				
	則化を図る。 また、オンライン請求を確実か				
	つ安全なものにするためには、プライバシーの				
	保護、セキュリティーの確保などが重要である				
	が、今日のIT化の進展及び他分野での運用の				
	状況を勘案し、短期間でそれら安全面の対策を				
	講ずる。				
	b 実態を重視し、安全性が十分確保されている	重点・医		速やか	
	とするものについては即時にオンライン請求	療(2)ア		に措置	
	を可能とする措置を講ずる。				
電子レセプ	a レセプトの電子請求を促進し、医療事務の効	重点・医		措置	
トの規格の	率化やレセプト情報の有効活用により医療の	療(2)イ			
充実・強化及	質的向上を図ることが重要である。また、病	〔計画・			
び使用の普	名・手術名・処置名等やそのコードについての	医療ア			
及促進	レセプト、カルテの統一化や、それに適したレ	b )			
(厚生労働省)	セプトフォームの規格化を実施し、その普及を				
	促進する。				
	b 診療報酬点数算定ルールは複雑かつあいま	重点・医	逐次実施		
	いなものになっているので、その明確化、簡素	療(2)イ			
	化を図り、コンピューターで利用可能な算定ル				
	ールの確立と周知徹底を行う。				
レセプトの	レセプト記載内容の明確化を行う。例えば、入	重点・医		措置	
記載事項の	院治療に関しては、一定の基準に基づき主傷病、	療(2)ウ			
見直し(主傷	併存症、後発症を区別し、主傷病に応じて医療費				
病名の記載	を明確にするなど、レセプトの記載事項を見直				
など)	し、それに基づき具体的に実施する。				
(厚生労働省)					

市市农	# 第 中 京	当初計画等と	美	施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
カルテの電	a 電子カルテの導入・普及を積極的に促進す	重点・医			措置
子化及び用	る。その際、用語・コード・様式の標準化を進	療(2)工			
語・コード・	め、医師、医療機関が同一のものを使用するこ	〔計画・			
様式の標準	とが不可欠であり、現在標準化がなされている	医療ア			
化	病名、医薬品名等の普及を促進するとともに、	b)			
(厚生労働省)	その他の用語の標準化を完成させる。				
	b カルテにおける用語・コードなどはレセプト	重点・医	検討・逐	次実施	
	におけるそれと統一したものとし、将来的には	療(2)工			
	カルテから機械的にレセプトが作成される仕				
	組みとする。				
複数の医療	安全で質の高い患者本位の医療サービスを実	重点・医	逐次実施		
機関による	現するために、個人情報の保護など一定の条件を	療(2)才			
患者情報の	備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し	〔計画・			
共有	有効活用ができるよう措置する。	医療ア			
(厚生労働省)	【平成14年厚生労働省医政局長通知】	b、c)		ı	,
遠隔医療等	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供	計画・医	検討・結	推進	推進
の医療分野	できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠	療ア c	論・推進		
のIT化の	隔診断等の遠隔医療を推進する。				
推進	また、各種データ交換の際のフォーマット、				
(厚生労働省)	電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等				
	の標準について早急に確立し、積極的な普及策				
	を講ずる。				
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処	計画・医	検討	検討	結論・措
	方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬	療ア d			置
	局機能の高度化について検討し、所要の措置を				
	講ずる。				
	c 保険者におけるレセプトの保管について、電	計画・医	`	措置	
	子媒体での保管を認める方向で検討する。	療ア f	論)		
個人情報の				措置	
保護とデー			置済(7		
タの科学的	,		月)		
利活用の在	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
り方	って早急に検討し、所要の措置を講ずる。				
(厚生労働省)	【障害者に係る欠格事由の適正化を図るための				
	医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第				
	87号)】				

声语句	世界山京	当初計画等と	美	 [施予定時]	朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b 疫学研究等について、医学全体の発展を通じ	計画・医	結論	措置	
	た公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点	療ア d			
	から、個人情報の保護を図りながら、情報の適				
	正な利活用を可能にする仕組みについて検討				
	し、早急に整備する。				
在宅医療に	訪問看護の中で使用される特定の衛生材料に	計画・医	検討	措置	
係る規制・手	ついて、患者の自己負担が生じることなく必要十	療ア			
続の見直し	分な量が提供されるよう、例えば費用の請求の仕				
(厚生労働省)	組みの見直しなど所要の措置を講ずる。				
21保険者の自	a 財産処分に関する手続など各種許認可手続に	重点・医	逐次実施		
主的運営の	係る規制緩和や、保険者間で共同事業が円滑に	療(3)工			
ための規制	実施できるようにするなど、保険者の自立的な				
緩和等の措	運営のため、一層の規制緩和等の措置を講ずる。				
置	b 保険者と民間企業が契約し、後者に健康保険	計画・医	検討	措置	
(厚生労働省)	組合の事務処理を委託できるように検討し、所	療ア c			
	要の措置を講ずる。				
22健康保険組	事業状況に関する報告については、報告項目の	計画・医	結論		措置
合の運営に	見直し及び電子媒体の利用による報告方法を早	療ア			
係る規制	急に検討し、その効率化を図る。				
(厚生労働省)					
23健康保険組	健康保険組合における診療報酬明細書の保管	計画・医	措置済		
合の診療報	期間について、健康保険組合の事務負担の軽減等	療ア			
酬明細書の	の観点から検討し、結論を得る。				
保管期間	【平成13年厚生労働省保険局保険課長通知保保				
(厚生労働省)	発第19号】				
24健康保険の	健康保険の届出事務について、本社での一括適	要望等	法案提	法案成	
届出事務	用を認める。	〔計画・	出	立後公	
(厚生労働省)	(第154回国会に関係法案提出)	医療ア		布、措置	
		)		(10月施	
				行予定)	

# イ 医療サービス

事項名	措置内容	当初に画等と	実	施予定時期	朝
<del>学</del> 以口		の関係	平成13年度 平成14年度 平成		平成15年度
E B M	患者本位の医療サービスを実現するために、診	重点・医	逐次実施		
(Evidence-	療ガイドラインの作成やデータベースの整備が	療(2)力			
based	必要であり、平成15年度中にEBMの提供体制	〔計画・	EBMの樹立(平成15年		过15年度

审话夕	措置内容	当初計画等と	美	施予定時	———— 朝
事項名	指 <u>国</u> 内谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
Medicine:根	を整備し、速やかにEBMが広く一般的に行われ	医療イ	目途)		
拠に基づく	るようにする。また、患者が自ら診療内容等を理	)			
医療)の推進	解し選択しやすくするためには、国民用の診療ガ				
(厚生労働省)	イドラインを整備する。これらを公正で中立な第				
	三者機関が行うための環境整備を行う。				
情報開示と	インフォームド・コンセントの普及について、	計画・医	一部措	検討・措	
インフォー	医療資格者の養成システムの段階から教育プロ	療イ	置済(4	置	
ムド・コンセ	グラムに的確に組み込む。また、その結果、医療		月施行)		
ント	におけるアカウンタビリティーが十分に果たさ				
(厚生労働省、	れるよう、その普及・推進に関する方策を検討し、				
文部科学省)	所要の措置を講ずる。				
	【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長				
	通知13高医教第1号】				
患者の意思	患者が医療機関を選ぶ際、また、インフォーム	計画・医	検討	検討・措	
決定支援	ドコンセントの下治療方針を選ぶ際に役割が期	療イ		置	
(厚生労働省)	待される各種第三者機能(セカンドオピニオン提				
	供者としての医療機関、NPO等)について、そ				
	の支援等について検討するなど患者の意思決定				
	支援を促進する施策を検討し、所要の措置を講ず				
	<b>ప</b> 。				
患者情報の	カルテについて、患者プライバシーの保護を図	重点・医		措置	
開示	りつつ、患者の開示請求に基づく医師のカルテ開	療(1)ア			
(厚生労働省)	示を普及、定着させるため、診療情報開示に関す				
	るルールの確立やガイドラインの整備を行う。				
医療提供者	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分	重点・医	逐次実施		
に関する情	野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情	療(1)イ			
報公開	報公開を促進する。				
(厚生労働省)	そのため、医療に関する各種情報のデータベー				
	ス化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報				
	にアクセスできる環境の整備を実施する。				
	【平成14年厚生労働省告示】				
ゲノム医療	a ゲノム医療に関する研究促進とそのための	計画・医	検討・逐	 次実施	
の積極的推	体制の確保について積極的な方策を講ずる。	療イ a			
進と国内体	b 治験について、治験コーディネーターの養	計画・医	検討	検討 (結	論)・逐次
制の充実	成、治験実施医療機関における治験実施体制の	療イ b		実施	
(厚生労働省)	整備を促進するとともに、医療機関における治				
	験管理事務の代行組織SMO(Site Management				

市场欠	世界山京	当初計画等と	美		期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	Organization)の育成、被験者及び治験実施医				
	師等の治験 に関するインセンティブの在り				
	方、治験実施医療機関の治験審査委員会の機能				
	強化に関する方策等について検討し、治験の質				
	の向上を含め、総合的な体制整備・推進策を講				
	ずる。				
遺伝子治療	遺伝子治療等の新技術について、十分かつ適切	計画・医	措置済		
等の新技術	な情報が提供された上で、本人の自己責任におい	療イ			
(厚生労働省)	て治療方法として選択される場合、より迅速に治				
	療が実施できるよう科学的・倫理的な側面からの				
	専門家による審議を踏まえ、引き続き検討し、所				
	要の措置を講ずる。				
	【平成14年厚生労働省告示】				
医学教育と	a 大学卒業前における医師の養成過程において、	計画・医	逐次実施		
卒後臨床研	医学的な知識・技能の取得と併せて、学生の適性	療イ a			
修による臨	を考慮した厳格な評価や、患者のQOLを重視す				
床能力の充	る姿勢等に関する教育の充実を促進する。				
実・向上	【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長				
(文部科学省)	通知13高医教第1号】				
(厚生労働省、	b 臨床能力の充実・向上の観点から、卒業直後	計画・医	検討	検討	検討(結
文部科学省)	の臨床研修について、本来の目的である幅広い	療イ b			論)
	臨床の基本的な能力の習得を可能とすべく、そ				
	の在り方について引き続き検討する。				
(文部科学省)	c 大学における診療科については、本来の大学	計画・医	検討	検討	検討(結
	の目的である教育研究・診療に徹するととも	療イ c			論)
	に、診療科と研修生、各医療機関との独立性、				
	透明性を確保する方策を検討する。				
医療従事者	医療従事者個々の専門性に応じて必要な最新	重点・医	速やか	検討	結論
の質の確保	の知識及び技能を修得できるような環境の整備	療(6)ア	に検討		
(厚生労働省)	を行う。その方策の一つとして、平成16年度から		開始		
	の医師の臨床研修化に向けた臨床研修制度の改				
	革や生涯教育の充実、研究の促進とその成果の普				
	及などにより、資格取得後の医療従事者の質の確				
	保を図る。				
医師等の教	a 研修期間中は特定の医局(出身大学の医局)	重点・医	速やか	検討	結論
育改革	に入局せずに研修を行う方策、医師の客観的な	療(6)イ	に検討		
(厚生労働省)	評価が可能となる方策、広域で研修にかかる医		開始		

車15夕	世军山灾	当初計画等と	美	施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	師と病院をマッチングさせる方策などを講ず				
	<b>る</b> 。				
	b 安全で質の高い医療サービスの確保及び医	重点・医	早急に	結論	措置
	師の保護の観点から、研修医の働く環境や安全	療(6)イ	検討		
	管理の問題について早急に検討し対策を講ず				
	<b>る</b> 。				
チーム医療	チーム医療の確立のため、責任体制の確立、各	計画・医	一部措	措置	
の確立	医療機関の資質向上、養成過程の段階からのチー	療イ	置済(4		
(厚生労働省、	ム医療に関する研修の実施、院内の管理システム		月施行)		
文部科学省)	の確立、チーム医療を促進する診療報酬のより適				
	切な評価等、総合的な施策について早急に検討				
	し、所要の措置を講ずる。				
	【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長				
	通知13高医教第1号】				
医療分野従	医療分野に従事する専門的な人材の効率的な	重点・医	結論	措置	
事者の派遣	配置による良質で効率的な医療供給体制を構築	療(6)ウ			
(厚生労働省)	するため、医療関連業務の従事者の派遣に関する				
	規制の見直しを検討し、結論を得る。				
訪問看護師	看護師の業務内容に関し、訪問看護の現場にお	計画・医	検討	措置	
の業務の標	ける業務の安全性や効率性等を確保する観点か	療イ			
準的作業手	ら、訪問看護師の行う業務の標準的作業手順等に				
順等	ついて検討を行い、所要の措置を講ずる。				
(厚生労働省)					
医薬品販売	医薬品について、平成11年3月31日に行った15	重点・医		逐次実施	
に関する規	製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏ま	療(6)工			
制緩和	え、一定の基準(例えば、発売後、長期間経過し				
(厚生労働省)	その間に副作用などの事故がほとんど認められ				
	ないもの、など)に合致し、かつ保健衛生上比較				
	的危険が少ないと専門家等の評価を得たものに				
	ついて、一般小売店で販売できるよう、見直しを				
	引き続き行う。				

# ウ医療機関

-						
	事項名	措置内容	当初計画等と	美	[施予定時]	胡
	争以口		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	医療機関に	現在、評価を受けている病院は全体の6%程度	重点・医		措置	
	対する評価	と少なく、まずは国公立病院、特定機能病院、臨	療(1)工			

事項名	措置内容	当初計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
の充実	床研修病院等について積極的な受審を促進する	〔計画・			
(厚生労働省、	とともに、これらの医療機関に対しては、評価結	医療ウ			
文部科学省、総	果、評価内容の公開をするように措置する。	)			
務省)					
広告規制の	患者の選択が尊重される患者本位の医療サー	重点・医	公布	一部措	
緩和	ビスの実現のために、現在の広告規制を見直し、	療(1)ウ		置	
(厚生労働省)	将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当	〔計画・		(告示は	
	面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅	医療ウ		4月施行	
	な拡大を図るとともに(ポジティブリストの積極	)		予定)	
	的拡大 ) 関係者の要望にもかかわらずポジティ			将来の	
	ブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明			ネガテ	
	確にする。			ィブリ	
	【平成14年3月厚生労働省告示】			スト化	
				を視野	
				に入れ	
				た検討	
参入規制の	平成12年11月成立の改正医療法においては、都	計画・医	適宜実施	į	
緩和	道府県知事は医療機関の新規参入を促す方策と	療ウ			
(厚生労働省)	して、病床数の増加等の許可を受けた後、正当な				
	理由がなく業務を開始しない際の許可取消し、正				
	当な理由がなく休止している際の開設許可等の				
	取消しを可能とするとされており、これらの制度				
	が適切に運用されるよう都道府県に対する情報				
	提供・技術的助言等に努める。				
医療機関経	直接金融市場からの調達などによる医療機関	重点・医	検討	検討	
営に関する	の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入	療(5)ア			
規制の見直	などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利	〔計画・			
U	用者本位の医療サービスの向上を図っていくこ	医療ウ			
(厚生労働省)	とが必要である。このため、今後、民間企業経営	)			
	方式などを含めた医療機関経営の在り方を検討				
	する。				
理事長要件	病院経営と医療管理とを分離して医療機関運	重点・医		措置(で	
の見直し	営のマネジメントを行い、その運営の効率化を促	療(5)イ		きるだ	
(厚生労働省)	進する道を開くため、平成14年度のできるだけ早	〔計画・		け早い	
	い時期に、合理的な欠格事由のある場合を除き、	医療ウ		時期)	
	理事長要件を原則として廃止する。	)			

事項名	措置内容	当初計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
医療機関の	医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつ	計画・医	検討	検討	
機能分化	け医の支援を通じての地域医療の確保のため、地	療ウ			
(厚生労働省)	域医療支援病院の承認要件について、「地域医療				
	支援病院紹介率」を含め、紹介制の普及・定着状				
	況等の実態に照らして、その在り方を見直す。				
包括払い定	現在、我が国の診療報酬体系は出来高払いが中	重点・医	段階的に	実施	
額払い制度	心となっているが、コストインセンティブが働き	療(4)ア			
の拡大	にくく過剰診療を招きやすいといった弊害が指	〔計画・			
(厚生労働省)	摘されている。一方、包括払い・定額払い方式に	医療ウ			
	ついては粗診粗療を招きやすいといった弊害が	a、b)			
	指摘されるものの、医療内容が標準化され、在院				
	日数の短縮やコストの削減など、効率的な医療サ				
	ービスを提供するインセンティブが働くととも				
	に、医療機関ごとの医療費の格差の縮小が期待さ				
	れる。また、診断群ごとの診療が標準化され、質				
	のばらつきを少なくすることを通じてコストを				
	削減することは、医療費の画一的な削減と大きく				
	異なる点である。こうした点に留意し、医療の標				
	準化、情報公開を推進しつつ、傷病の分類方式、				
	対象分野、対象施設要件など、具体的内容、時期				
	を定め検討し、包括払い・定額払い方式(診断群				
	別定額報酬支払い方式など)の対象医療機関など				
	の拡大を平成13年度から計画を明示して、段階的				
	に進める。				
人員配置基	医療法の定める人員配置基準について、充足率	計画・医	逐次実施		
準の在り方	の低い地域に関しては、充足率の改善のための施	療ウ			
(厚生労働省)	策を推進し、人員配置基準が全国の最低の基準と				
	して守られるよう努める。				